

高崎経済大学学生支援委員会規程

平成23年度

規程第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学基本規則(平成23年度規程第3号)第33条の規定に基づき、高崎経済大学学生部規程第3条第1号に規定する学生支援委員会(以下「学生支援委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学生支援委員会は、高崎経済大学学生及び大学院学生(以下「学生」という。)の学生生活全般に必要な支援を実施する。

(委員長及び副委員長)

第3条 学生支援委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学生部長をもってあてる。

3 副委員長は、教育グループ学生支援チームリーダーをもってあてる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(所掌事項)

第4条 第2条に定める目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 学生の奨学援助に関すること。

(2) 障害のある学生の修学支援に関すること。

(3) 授業料減免の審査に関すること。

(4) 学生環境の改善に関すること。

(5) 学生の社会貢献活動団体の支援に関すること。

(6) 理事長又は学長若しくは他の本学組織や教職員から諮問があった事項に関すること。

(7) その他委員長が必要と認めること。

(8) 前各号に掲げる事項の実施に必要な対外折衝に関すること。

(9) 前各号に定める事項に係る事業計画案の作成に関すること。

(運営)

第5条 学生支援委員会の運営は、次に定める構成員による高崎経済大学学生支援委

員会運営会議（以下「会議」という。）が行う。

- (1) 学生部長
- (2) 学生部長補佐
- (3) 教授会の議を経て選出された教員 6人以上
- (4) 教育グループリーダー、教育グループ学生支援チームリーダー
(任期)

第6条 前条第2号の構成員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会議)

第7条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、会務を執行する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、会議に構成員でない者を出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、このとき当該出席者は、議決に加わることはできない。
(会議の成立)

第8条 会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。ただし、書面により、他の構成員を受任者とした委任状を提出した場合は、出席したものとみなす。

- 2 会議の議事は、出席した構成員の過半数により決し、可否同数のときは、議長が決する。
(事務の執行)

第9条 委員長は、会議の議事に基づき、その事務を執行する。

- 2 委員長は、前項の事務について、副委員長又は教育グループリーダーに専決させることができる。
- 3 前項の専決事務は、委員長が定める。
- 4 委員長の決裁を受けるべき事項について、あらかじめその処理について指示をうけた事項及び緊急を要する事項について、副委員長は代決することができる。この場合において、代決した事項で重要なものについては、遅滞なく委員長に報告しなければならない。
(委員長の専決)

第10条 委員長は、会議で協議すべき事項について、特に緊急を要するため会議を

招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、当該事案について対処方法等を専決することができる。ただし、当該決定をした場合は、速やかに会議を招集して、当該事案の概要及び決定内容を会議に報告しなければならない。

(学内の協力)

第11条 学生支援委員会は、委員会の運営及び事業の企画実施等について、各機関又は組織に協力を求めることができる。

2 各機関又は組織は、前項の協力依頼を受けたときは、協力しなければならない。

(小委員会等)

第12条 学生支援委員会の円滑な運営を図るため、小委員会等を置くことができる。

2 小委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第13条 学生支援委員会の庶務は、教育グループ学生支援チームにおいて処理する。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会議の議を経て学生部長が別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、会議に諮り、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月16日第130号)

この改正は、平成23年12月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月14日第160号)

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月4日第82号)

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 4 日第 45 号）

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 2 日第 24 号）

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 2 日第 31 号）

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 2 日第 34 号）

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。